

平成27年4月27日

各建設・建築業社 殿

字検村長 元田信有

工事内訳書の取り扱いについて(送付)

このことについて、昨年6月4日交付された建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、建設業者は公共工事の入札にかかる申し込みの際に、その入札金額にかかわらず、入札金額を記載した書類を提出するものとされ(入札契約適正化法第12条)、この規定は、平成27年4月1日から適用することとされました。

本村では、入札契約適正化法に伴い、工事内訳書の取り扱いについて下記のとおりとしましたので、参考までに送付します。

記

- 1 対象工事  
競争入札に付するすべての建設工事
- 2 実施期間  
平成27年4月1日以後に、指名通知または入札を行う工事から実施
- 3 提出様式  
提出を求める「工事内訳書」は、(別紙1)の記載例を基準とする。  
なお、(別紙1)の様式以上に詳細に記載した内容であれば、各入札参加者が独自に作成した様式を使用しても差し支えない。
- 4 提出時期  
紙入札の場合 入札の投函前(委任状を求める際と同時)